

三草ふれあい広場規約

(名称等)

第1条 この会は、三草ふれあい広場（以下「本会」という。）と称し、本会の事務局は、加東市上福田地区内に置く。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の参画と協働に基づく実践活動により、地域住民相互の交流とふれあいを促進し、もって、地域の活性化と明るい元気な地域づくりを目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 世代間の交流に関する事。
- (2) 安全、安心のまちづくりに関する事。
- (3) 郷土愛を育む事業に関する事。
- (4) 都市と農村の交流に関する事。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会の委員（以下「委員」という。）は、上福田地区区長、次の団体を代表する者、各地区区長が推薦する者及び本会が指名した者をもって構成する。

- (1) 上福田地区老人クラブ
- (2) 上福田地区民生委員児童委員
- (3) 上福田地区更生保護女性会
- (4) 上福田地区消防団
- (5) 上福田地区子ども会連絡協議会
- (6) 青少年補導委員
- (7) 三草保育園後援会
- (8) 三草保育園
- (9) 三草小学校PTA
- (10) 三草小学校
- (11) 社中学校上福田地区PTA

- (12) 兵教大附属幼稚園、小学校、中学校上福田地区 P T A
- (13) 防犯協会三草支部
- (14) 交通安全協会三草支部
- (15) スポーツクラブ 2 1 みくさ
- (16) その他本会が必要と認めた団体

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
 - (3) 会計 1 名
 - (4) 幹事 若干名
 - (5) 監事 2 名
- 2 会長は、地区代表区長をもって充てる。
 - 3 他の役員は、委員の互選により選出する。

(役員 の 職 務)

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を行う。
- 4 幹事は、本会の企画運営を行う。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(役員 の 任 期)

第 7 条 役員 の 任 期 は、1 年 と し、再任は妨げない。ただし、補充役員 の 任 期 は、前任者 の 残 任 期 間 と す る。

- 2 役員は、所属する団体の代表者でなくなったときは、退任し、当該団体の後任の代表者が新たに就任する。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、役員が委員でなくなったとき又は任期満了の日以後においても後任の役員がないときの役員 の 任 期 は、後任の役員が就任する日までとする。

(会 議)

第 8 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総 会)

第 9 条 総会は委員をもって構成する。

2 総会は、年 1 回及び必要に応じて会長が召集し、議長となる。

3 総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。

4 総会は、次の事項の審議を行う。

(1) 規約の改廃の承認に関すること。

(2) 事業計画の承認に関すること。

(3) 予算及び決算の承認に関すること。

(4) 役員選出の承認に関すること。

(5) その他役員会において必要と認める事項

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員会)

第 1 0 条 役員会は役員をもって構成し、本会の運営について協議する。

2 前条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定は、役員会の開催について準用する。

(委員の職務)

第 1 1 条 委員は、上福田地区住民及び所属する団体の意見をまとめ、これを本会に反映し、また協議結果について理解を求めるよう努めるものとする。

(会 計)

第 1 2 条 本会の経費は、補助金、地区負担金、参加費その他の収入をもってこれに充てる。本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。ただし、初年度に限り設立年月日から翌年 3 月 3 1 日とする。

(委 任)

第 1 3 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成 2 0 年 7 月 1 2 日から施行する。